

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年6月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 中条ショッピングセンター

所在地 胎内市野中宇江下347-4 外

設置者 株式会社ウオロク 他3者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本 厚志 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17-6

(変更後) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 岡澤 隆弘 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17-6

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本 厚志 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17-6

(変更後) 株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 岡澤 隆弘 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17-6

3 変更年月日

2-(1)、(2) 令和7年4月4日

4 変更の理由

2-(1)、(2) 株式会社ココカラファインヘルスケアの代表者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和7年5月27日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年6月6日から令和7年10月6日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp